

日本人学校への入学審査で見たもの

— 日本の公立学校長が在外の私立日本人学校長になるということ —

前釜山日本人学校 校長

現兵庫県川西市立川西南中学校 校長 野原 孝

キーワード：国際結婚家庭，日本語能力，障害児，少人数学校，入学審査

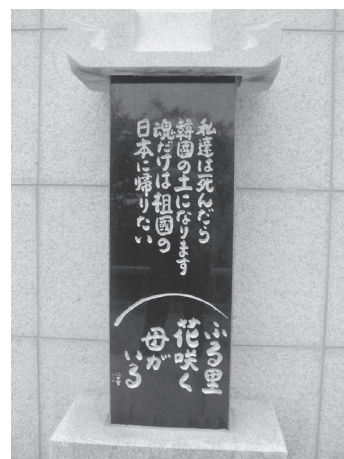
1. はじめに

韓国釜山は対馬より船で3時間程の距離に位置し、空気の澄んだ日には釜山から対馬がハッキリと見える日本から大変に近い外国である。韓国を訪れて驚くことは、高層ビルの多さと高さである。日本で言われるマンション（韓国ではアパート）の高さは今や50階建60階建になり、高速エレベーターが最上階までアツという間に運んでくれる。これも韓国にはほとんど地震がないためと国土が狭いために高層化が進んでいるものと思われる。又、韓国での大学進学率は90パーセントにも達しており、その受験競争たるや日本より遙かに激しいものである。それ故、一人の子供に掛かる教育費は大変な額にのぼると思われるが、今尚韓国社会は学歴が幅をきかせるため、拳って勉強に子供たちを駆り立てているようである。



政治経済においては、2008年初頭までのノムヒョン大統領政権下で経済が低迷し、大学卒の正規採用就職率が50パーセント程度にまで落ち込み、国民の大きな批判に曝された。立て直しを掲げるイミョンバック大統領に代わったが、アメリカ産牛肉輸入問題等で思いの外スムーズな門出にないようである。政治面で北朝鮮に対する対応も変わり、韓国と北朝鮮は今も尚、終戦したわけではなく休戦中であるということが取りざたされるようになった。

日本と韓国との歴史的関係、特に併合（植民地支配）時代の名残は今や記念館の中のみ存在するが如くになり、近代化がそのことを押し隠してしまったかのようであるが、日本に在日韓国人がいるのと同様に、韓国には在韓日本人がいる。それも今や80歳から95歳くらいの女性の日本人である。第2次大戦が日本の敗戦で終わり、朝鮮、中国に進出していた日本人は必死の思いで日本へ逃げ帰っているとき、日本から韓国朝鮮へ向かう女の人たちが何万人もいた。日本に働きに来ていた韓国朝鮮人の男性と結ばれた日本の女性たちである。彼女らは今なお韓国社会で適応しながら生き抜き、「芙蓉会」という親睦団体をつくり、よく日本人学校を訪問してくれた。しかし韓国で適応できず、尚日本にも帰れなかった女性たちは、大変な苦勞の末、慶州「ナザレ園」と言う韓国人牧師が私財を投じて開園した養護老人ホームに入園されている。このことは記憶に是非とも留めたい。



日本人墓地の墓碑銘

さて今日、隣国であることが又新しい日韓関係を作り出してきている。経済、文化の交流に伴い国際結婚の増加そしてダブルの子供達の増加である。日本国籍と韓国籍の両国籍を持った子供も多く、又、韓国生まれの韓国育ち、日本に行ったことのない日本人も存在するようになった。日本語が覚束ない日本人、韓国のみならずアジアの日本人学校においてこのような子供達の入学希望が増加し、その希望に沿うべきかどうか、どこまでなら添えるのが

運営委員会の大きなテーマ、課題となってきたように思える。

2. 入学審査でどこを見るか？

2005年3月22日、前校長が帰国された直後、一番の仕事が待っていた。それは借金の取り立てであった。入学後7ヶ月、一切一円も払わず卒業し、中学部に入学予定の子の滞納した金額が48万円、管理職が立て替えて払われていたものを取りたてるという仕事であった。これが難しく、中学部で同じ結果を招くとの危惧から私の一存で入学許可取り消しを保護者に通告、その後は記載できないいろいろなことがあった。

少人数学校、1名でも多くの児童生徒を確保したいとの思いもある。審査資料が調べば許可を出すのが普通であるが、結果としてこのようなことが起こりうる。どのような子供の入学を認め、また断るべきか。

在外にあり、そこに住んでいる日本人にとっては是非とも必要と感じている日本人学校へ入学できる条件とは何か、以下は迷いに迷った事例である。学校は子供達にとって「今を生きる場所であり、未来を形作る場所である」からこそその迷いであったと思う。

(1) 強度弱視の子の入学希望

在籍児童の弟で両眼朝顔症候群と診断された強度弱視の子の入学希望が父親から提出され、結論が出るまで時間が掛かると入学予定前年の7月に入学審査に掛けることとした。病状の細かな説明と今の段階なら普通学校でも学習環境として充分可能であるとの主治医の見解書をもとに議論を始めたが、入学に否定的な意見の続出であった。校長として障害児学級加配教員を文科省に要望する文書とアジア地域において障害児学級加配教員が配置されている学校の資料を提示し、ある程度増員要望は現実的であると説明、入学許可を要望したが次のような議論となった。

- ① その子の入学が日本人学校にとってメリットがあるのかないのか。
- ② もしその子に学校内で他の児童生徒が怪我をさせた場合を考えると、保護者としてそんな危険を冒す必要を感じない。
- ③ もし加配教員が付かなかった場合、その子に手が掛かり、他の子供への先生方の関わりが薄くなってしまわないか。
- ④ 日本人学校は私立学校、学費をとって経営している以上、全体のバランスを考える必要があるのではないか。

これは私立学校運営の論理であり、議論は1回では到底終わらず、持ち越しを続け、最終的には学校側が運営委員会及び日本国から何の援助も期待しないで尚かつ受け入れるという覚悟があれば、運営委員会としても許可しようということになり、入学が決定した。決定後は危険箇所等、改修の必要なところへの経費は支出してもよいとの方向に進んでいった。入学する限りは本校の児童であり、できる限りのことはしてあげようとの配慮であった（障害児加配教員は未配置のままである）。ただ、この児童の入学が周囲の児童生徒に大変いい影響をもたらすことは確信し、結果もその通りであったが、受け入れ準備の調っていない本校への入学が本人にとって本当によかったかどうかを計ることは難しいものだとは今は考えるようになった。

(2) 日本で暮らしたことの無い日本人の入学希望

辿々しい日本語で入学を申し込みに来た母親と日本語が全くしゃべれない娘、子供の国籍は日本である。しかし韓国生まれの韓国育ち、母親と生活をし、日本に行ったこともない。父親は日本で小さな会社を経営し、この母親との間にできた長男と暮らしている。父親がなんとしても娘に日本語を身につけさせたい、その為には日本人学校へということ希望された。

校長として大変迷うケースであったが入学審査要件（下記【入学審査に関わる規定】参照）の必要事項はクリアしている。今までも日本語が全くできない子でも新入生の場合は許可されている。しかし、父母が日本韓国と別々

に生活をしている事が問題となり、その子の周りに日本語環境のないことも問題であった。運営委員会にかけるが校長が迷っているのでは話にならない。当然このままでは不許可、進展があれば継続審議との方向が出された。父親に不許可を連絡すると「理由は何ですか？同じ日本人で入学できないとはどこに理由があるのか」「1点だけ聞きたいことがあります。何故夫婦が別々に暮らす必要があるのですか」「そんなこと話す必要はない。」即刻、文科省から学校にこの件で連絡が入る。父親の訴えからである。文科省としては入学の許可は運営委員会の権限であり特に言うことはないが、ただ公にでたときには説明できるようにしておいて欲しいとのことであった。

公にでるとは訴訟になることなのか、そうなった時に説明がつくのか、公表している入学審査要件の必要事項を満たしていても断ることが社会的に承認されるのか、このことがキーポイントであった。

結果として母親から別居の理由を聞き、その家庭的事情を運営委員会に報告、承認となり入学に至ったが、この児童は4ヶ月後には自主退学、多くの問題を整理する必要に迫られた。個人のプライバシーを学校として知る必要があるのか、日本語環境をどう考えるのか、この件を機に審査要件に「日本語による教育に耐えうること」という条件を加えるに至った。

(3) 小学校高学年まで現地校に行っていた児童の入学希望

小学校3年生のはじめから韓国に来て、現地の学校に転入した児童が、6年生より日本人学校に入学したいとの申し出があった。又同じようなケースで、5歳から韓国に住み現地校で小学校を卒業する児童を中学校は日本人学校に行かせたいとの申し出もあった。共に日本人としてのアイデンティティーをもって今後生きて行かせたい、生きて行って欲しいとのことであった。

まず、この申し出に対し校長として「本校への入学は子供の幸せに繋がる様には思えない。子供に苦勞をさせるだけのように思う」としてお断りをした。しかし、子供の一生を見据えての入学希望である故、親として必死の思いのものであり、申し出を退かれることはなかった。

日本語が確かでない子供に高校受験を控えた中学校教育をするのは無謀であり、例え中学校で日本語がある程度習得できても日本語をベースとする数学や社会など到底追いつけないのではないか、それより高校からだったら帰国子女として特別入学枠を持っているいくつかの学校もあり、又、大学で日本に留学し日本人としてやっていく方が確実であると説得をした。しかし、今から頑張らせるので大丈夫と入学の意志を変えられない。入学審査規定の【日本語による教育に耐えうること】についても充分耐えうると主張され、どこまでが耐えうることとなるか、学校としての基準をハッキリさせる必要に迫られ、日本語能力テストを作成するに至った。神戸大学発達科学部が補習校の為に作成された日本語能力ランク分テストをベースに、釜山日本人学校用に作成したテストで判定することとした。公に説明が付き、且つ審査の規定を具体化し、判断が感情的になされない方法として必死に考えた末のテスト作成であった。

テストを受けるまでの数ヶ月間、2名は必死に日本語を勉強し、それなりの結果を取り、本来より一年下の学年に入学することとなったが、その後の2人の勉強ぶりや学校行事に対する積極的な取り組みに、他の児童生徒がよい影響を受け、学校が益々活気にあふれるようになったことは是非とも申し添えておきたいと思う。

(4) 入学に至らなかった事例

私の赴任期間内で入学に至らなかったのは数例である。その1つは両親が離婚、親権者は父親だが母親と同居し、日本人学校に入学したいとの申し出の児童（保護者との同居にならないとの判断された）のケースであり、2つ目は韓国に今後も暮らして日本に帰る予定がなく、高校も韓国で進学したいとの希望の児童（韓国の高校への進学は基本的できない為）のケースである。3つ目は日本語が全く理解できない中学部入学希望生徒（日本語教育に耐えられない）であり、その他もあった。

【入学審査に関わる規定】

* 入学審査

運営委員会は釜山日本人学校への入学希望者の資格審査を行い、入学の適否を決定しなければならない。当該審査は入学者の国籍、学費の支払い能力、親権者の監督状況（保護者は児童生徒と同居する）について行う。以下略（ここに『日本語による教育に耐えうること』を追加）

（運営委員会細則）

* 国籍についての規定

学校に入学できる者は、次に掲げる者のうち運営委員会の承認を受けたものとする。

- ・日本人
- ・日本に永住権又は定住権を有する韓国人
- ・両親のいずれか一方が日本人である韓国人
- ・両親のいずれか一方が日本に永住権又は定住権を有する韓国人（釜山日本人学校規則）

3. おわりに

日本国内の公立学校校長が海外の日本人学校の校長になるには、それなりの時間と経験が必要であった。在外にあって通学できる日本人学校は本校一校しかないという状況下で、1人の児童生徒を入学させるか否かを決定することは、その児童生徒及び保護者の生活・人生に大きく関わる一大事であり、かたや学校経営の面から児童生徒を選抜せざるを得ないということも確かにあると理解できた。また、校長として現地スタッフとの給与面での交渉、人の採用と解雇等がかつて経験をしたことのない分野が押し寄せ、ここにおいても人を選抜する立場になっていかざるを得なかった。学校理事会（運営委員会）は企業の論理が優先されがちであり、学校教育と相反する点があり、ある程度それを受け入れるにも時間が必要であった。ただ、私として、今日の前にする子供達の幸福に繋がるか否か、この一点を判断基準として迷いながらも進めてきたように思うが、振り返ると苦しい思いに苛まれる事も多い。ただ貴重な経験をさせていただいたことに今は感謝の思いで一杯である。